

徳島県告示第二百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場
住 所 板野郡北島町江尻字内中須一番地
代表者 執行役員工場長 溝部昇

2 工場又は事業場

名 称 四国化成工業株式会社 徳島工場
所在地 板野郡北島町江尻字内中須一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号二に規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年五月十六日から
令和五年六月六日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び北島町まちみらい課